

インボイス制度対策セミナー

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。インボイスで何が変わるのか？何を準備しておけばよいのか？など、皆さんの疑問にズバリお答えします。今のうちに理解を深めておきましょう。

※インボイスとは・・・記載要件を満たした「適格請求書」のことです。インボイス制度は、この書類を発行したり受け取って保存したりするルール、「適格請求書保存方式」のことです。買い手は、インボイスがないと消費税の仕入税額控除を受けられません。インボイスは、税務署に登録した課税事業者である「適格請求書発行事業者」(インボイス登録事業者)しか発行できません。制度開始日から導入するには、令和5年3月末までに登録を終える必要があります。

本セミナーでは、自社への影響を個別にわかりやすく解説していきます。ぜひ、この機会にご参加ください。

●開催日時

令和4年10月5日(水) 15:00～16:30

※定員20名 下記の申込用紙により申し込みください。なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

●会場

津島町商工会館 3階 ホール

●講師

小島 泰三 税理士

●受講料 無料

●主催

津島町商工会 〒798-3301 津島町岩松 807

(申込用紙 締切 9/28) 津島町商工会 行 FAX: 32-6133 TEL: 32-2215

申込日 (R 4 / /)

| | |
|------|-----------------|
| 事業所名 | TEL () - |
| | FAX () - |
| 住所 | |
| 参加者名 | 参加者名 |

※ご記入いただいた情報は、本セミナーに関するもののみに利用させていただきます。